

5分で頭皮のコリを解す

速解頭筋スパ

JHCA 認定速解頭筋スパニスト
資格取得規約

一般社団法人 日本美髪美容協会



速解頭筋スパニスト資格取得規約

JHCA 認定速解頭筋スパニスト規約（以下「本規約」と言います）は、一般社団法人日本美髪美容協会（以下「当協会」と言います）が発行する速解頭筋スパニスト資格、速解頭筋スパニスト認定講師資格（以下「本資格」）について定めるものです。本規約は本資格を取得するためのカリキュラム（以下「本コース」）を受講する全ての受講者に適用されるものとします。

受講者は、本資格を受講することにより、本規約の全ての規定に同意したものとみなします。本規約に同意いただけない方は、本コースを受講することはできません。

第1条 定義

1. 本資格は、当協会の定める本コースによる過程を修了し付与条件を満たした資格を言います。
2. 対面講座とは、速解頭筋スパニスト専用テキストを使用し技術理論を学び、施術方法を学ぶ受講を言います。
3. オンライン講座とは、WEB 会議システム（ビデオ通話）を利用し上記2項目同様の過程を受講することを言います。
4. 付与条件とは、当協会の指定する本コースを終了し、学科技術試験等により成績を認めた場合を言います。
5. 受講料とは、受講者が当協会に支払う本コースに要する費用を言います。
6. 教材とは、受講者が本コースで使用するテキスト、規約書、誓約書、その他必要書類等を言います。
7. 機密情報とは、本コースにおける教材の内容、及び受講することにより得た情報、ノウハウの一切を言います。

第2条 受講契約の成立

1. 本コースの受講希望者は、本規約に同意のうえ当協会所定の手続きにてお申し込み頂きます。
2. 受講希望者はセミナー受講希望日及び開始時間を通知し、双方の協議のうえ受講日時を設定し申し込みが成立するものとします。
3. 申し込み後、支払いの確認が取れた時点で本コースへの受講契約が成立したものとします。
4. 当協会は、以下に該当すると判断する場合以外、前項に定めるお申し込みを承諾させていただきます。
 - ① 当協会の定める禁止行為に該当する行為を行う恐れがある場合
 - ② 当協会の定める受講資格を満たしていない場合

- ③ 過去本規約に違反した経緯がある場合
- ④ 受講料をお支払い頂けない場合
- ⑤ 当協会が諸事情により不適切と判断する場合

第3条 受講資格

本コースの受講資格は18歳以上の方であれば、どなたでも受講できるものとします。

第4条 本コース

1. 本コースは速解頭筋スパニスト資格（対面講座・オンライン講座）、速解頭筋スパニスト認定講師資格（対面講座・オンライン講座）より構成されるものとします。
2. 当協会は、本コースの内容、料金、名称、カリキュラム、デザイン、指導方法、教材を受講者に通知のうえ変更または修了できるものとします。
3. 料金の変更及び本コースを修了する場合については、契約当事者双方合意のうえ行うものとします。
4. 当協会は、受講者が条件を満たした場合、速解頭筋スパニスト資格または速解頭筋スパニスト認定講師資格を付与するものとします。
5. 当協会及び本部は本コースの受講者に対し、付与条件を満たした日から30日間または90日間の質疑応答のサポートを行うものとします。ただし、メールまたはLINEでのサポートのみとします。

第5条 対面講座

1. 当協会は、本コース受講者に必要な教材を当協会負担にて発行し使用します。
2. 対面講座は双方の同意する会場にて、テキスト用い学科実技講習、試験が行われます。
3. 受講者は、学科実技試験後、審議され速解頭筋スパニスト資格または速解頭筋スパニスト認定資格を発行するものとします。
4. 試験は、学科試験50問中40点以上、実技試験技能合格者へ本資格を付与するものとします。
5. 受講者は、所定のカリキュラムを受講できなかった場合、付与条件を満たさず当協会の資格の許諾がなされません。
6. 前項については、受講者の病気または怪我等のやむを得ない事情がある場合も同様に付与できません。

第6条 オンライン講座

1. オンライン講座は、Zoom Video Communication が提供する Web 会議システム「Zoom」、LINE 株式会社が提供するコミュニケーションアプリ「LINE」または当協会が別途指定するサービス（以下「提供システム」と言います）を用いて提供されるものとします。
2. 受講者は、事前に自己の責任と費用において提供システム利用に必要な機器（パソコン、WEBカメラ、アプリ等）、ソフトウェア及び通信回線等を用意し、システム機能につ

いての確認及び接続テストを行うものとする。提供システムに関する問い合わせに関しては当協会ではお答えできません。

3. 受講者は、自己の責任と費用において、ウイルス感染、不正アクセス及び情報漏洩防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
4. 当協会は、本コース受講者に必要な教材を事前に当協会負担にて送付するものとします。
5. 当協会は、提供システム又は受講者の利用環境に起因し、講義の実施が不能となった場合、その責任を負わないものとします。また、提供システム機能の不具合についても、その責任を負わないものとします。
6. オンライン講座は、受講者へ教材一式を送付し、テキスト用いて学科講習、実技指導を行うものとします。
7. オンライン講座受講後、受講者が実技講習を実施し試験として行うものとします。
8. 実技試験終了次第、学科試験を行うものとします。
9. 受講者は、試験問題解答後、速解頭筋スパニスト資格取得規約誓約書、速解頭筋スパニスト認定試験解答用紙を当協会の指定する住所まで送付することにより審議されるものとします。
10. 送付された学科試験解答は、50問中40点以上で合格とし合格者へ本資格を付与するものとします。40点に満たない場合再度学科試験のみ行い同様の手続きを行うものとします。
11. 受講者は、所定のカリキュラムを受講できなかった場合、付与条件を満たさず当協会の資格の許諾がなされません。
12. 前項については、受講者の病気または怪我等のやむを得ない事情がある場合も同様に付与できません。

第7条 受講料

本コースの各受講料は、下記のとおりとします。なお、当協会が指定する教材以外で受講することはできません。

- ① 速解頭筋スパニスト認定資格取得コース対面講座の受講料は、一人55,000円(税別)とし、受講料には以下の費用が含まれるものとします。

【内訳】

セミナー代、出張費(関東・中部・関西まで)、会場費、教材一式、試験費用、認定証発行代、ライセンス管理代、資格取得後30日間アフターフォロー

- ② 速解頭筋スパニスト講習オンライン講座の受講料は、一人35,000円(税別)とし、受講料には以下の費用が含まれるものとします。(ヘッドスパ経験者のみ)

【内訳】

セミナー代、教材一式

- ③ 速解頭筋スパニスト認定講師資格対面講座の受講料は、一人150,000円(税別)とし受講料には以下の費用が含まれるものとします。

【内訳】

セミナー代、会場費、教材一式、認定証発行代、ライセンス管理代、資格取得後90日間アフターフォロー

- ④ 速解頭筋スパニスト認定講師資格オンライン講座の受講料は、一人100,000円（税別）とし受講料には以下の費用が含まれるものとします。（速解頭筋スパニストのみ）

【内訳】

セミナー代、教材一式、認定証発行代、ライセンス管理代、資格取得後90日間アフターフォロー

第8条 受講料の支払い

受講料（消費税を含む）を当協会所定の銀行口座（別紙明記）に振り込み手数料受講者負担のうえお支払い頂きます。または、オンライン決済サービス PayPay での支払いも可能とします。

第9条 受講料の返金

1. 当協会との受講契約成立後、成立日を含む8日以内であれば契約の解除を行い、事務手数料を差し引き返金ができるものとします。
2. 9日目以降、当協会の都合による債務不履行が明らかな場合を除き、受講者へ返金いたしません。

第10条 セミナーの変更

1. 受講者自己の都合による当日または前日の変更は、原則不可とします。
2. 受講者は、自己の都合により変更する場合、変更に伴う損害、会場費、出張費等のキャンセル料が発生した場合、当協会の規定により請求するものとします。
3. ただし、当協会の都合による場合にはこの限りではありません。
4. 前項の定めにかかわらず、セミナーの変更は2回限りとし、上限回数を超えた場合は損害額から受講料を差し引いた額を請求できるものとします。

第11条 知的財産権

1. 本契約履行の過程で当協会から受講者に提供される一切の著作物（テキストやその他教材の複製物）にかかる著作権は、当協会に帰属し、受講者は当該著作物を使用する場合は当協会の承諾を得ることなく無断で著作権法に基づく利用を行ってはなりません。
2. 当協会から提供され若しくは知徳した情報に基づいて、考案又は意匠の創作をする場合は、直ちに当協会に通知するものとします。

第12条 本契約の解除

1. 当協会は、受講者が次の各号に該当する場合、何らかの通知又は勧告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。

- ① セミナー日時の変更が上限を超えたとき
 - ② 受講内容を理解できない、または本コースの受講者としての適格性に欠けると当協会が判断したとき
 - ③ 当協会または講師に重大な危害、損失を及ぼしたとき
 - ④ その他、本契約を継続できないと求められる事由があるとき
- 2、 受講者は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合、当協会の指示に従い解除後直ちに教材を当協会に返却及び削除して頂きます。

第13条 禁止事項

1. 受講者は、以下各号に定める行為を行ってはなりません。
- ① 本コースと同一または類似の内容やシステムを使用し、営業及びセミナーを当協会の許可なく行う行為。
 - ② 当協会又は講師から提供され若しくは知徳した情報に基づいて、許可なく第三者に教える行為。ただし、当協会が提供する認定講師はその限りではない。
 - ③ 受講生の氏名の情報について、虚偽の申告を行う行為。
 - ④ 本コースの受講に際し取得した第三者の情報を本契約履行の目的以外に使用する行為。
 - ⑤ 当協会及び講師に対し、誹謗中傷、名誉や信用を害する行為、その他当協会及び講師または第三者に不利益となる行為。
 - ⑥ 他の受講者に対し、営利またはその準備を目的とした行為。その他、当協会が別途禁止する行為。
 - ⑦ 詐欺等の犯罪に結びつく恐れがある行為。
 - ⑧ 各コースを当協会及び講師の許可なく録音、録画または写真撮影する行為。
 - ⑨ WEB サイト、ブログ、SNS 等に、受講場所以外の場所、受講場所の建物の外観、受講場所の住所、講師や個人情報及びコース内容の詳細を掲載する行為。
 - ⑩ 教材を当協会の許可を得ずに第三者に開示、漏洩、販売または本契約履行の目的以外に利用する行為。
 - ⑪ 講義中の食事、飲酒または酒気を帯びての受講、講師の指示に従わない等受講に不適切な行為。
 - ⑫ その他、受講者として不適切と当協会及び講師が判断する行為。
2. 前項に定める行為を行っていると当協会または講師が判断した場合、当協会は、受講者に何らかの通知を行うことなく本契約を解除し、損害賠償の請求を行うことができます。この場合受講料の返金を行わないものとします。
3. 受講者は、前項に定める当協会からの行為の中止等の指示がなされた場合、直ちに当該指示に従うものとします。

第14条 秘密保持

受講者は、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第15条 不可抗力

及び受講者は、講師の体調、地震、火災、その他の天変地異または公共交通機関の遅延等、自己の合理的支配が及ばない事由による本契約に基づく自己の義務の不履行又は履行遅滞について、責任を負わないものとします。なお、この場合で講義が変更または中止になった際、当協会は無償でセミナー日時を変更できるものとします。

第16条 損害賠償

1. 受講者は、次項に定める場合を除き本契約の各条項のいずれかに違反した場合、20万円を違約金として支払うものとします。
2. 前項の定めにもかかわらず、第13条1項1号及び2号、8号、9号、10号の定めいずれかに違反した場合、損害同等分を違約金として支払うものとします。
3. 前2項の定めは、当協会に生じた損害額が違約金の金額を超える場合において、受講者に対し損害賠償金を支払うものとします。

第17条 通知・連絡

1. 本規約又は本コースに関する問い合わせ、その他受講者から当協会に対する連絡または通知は、当協会所定の方法で行うものとします。
2. 当協会から受講者への連絡または通知は、申込時に当協会に届出た連絡先へ通知によって行うものとします。
3. 受講者は、届出済みの連絡先に変更が生じた場合、速やかに当協会に変更後の連絡先を当協会所定の方法にて通知するものとします。

第18条 本規約の変更

本規約等の変更は、当協会ウェブサイトへの掲載、その他当協会が適切と判断する方法で受講者に通知致します。変更後は、当協会が別に定める場合を除き、変更後の本規約が適用されるものとします。

第19条 協議解決

本規約の解釈及びその他の時効につき生じた疑義や本契約に定めのない事項については、契約当事者双方が誠意を持って協議のうえ解決するものとします。

第20条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国憲法に準拠するものとします。



一般社団法人 日本美髪美容協会
〒135-0063 東京都江東区有明 3-7-26
有明フロンティアビル B 棟 9 階
raysilk@haircosme.com
代表理事 森脇 善崇
JHCA 認定速解頭筋スパニスト
資格取得規約